

令和5年第5回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年5月26日（金）午後1時30分から3時1分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	野町 亜理
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	4 番	川島 一義
	5 番	千光士伊勢男
	6 番	野村 勉
	7 番	樋口 なぎさ
	8 番	西岡 秀輝
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（3人）

9 番	有澤 節子
10番	福本 隆憲
12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第4条届出報告について
議案第4号	農地法第4条第1項許可申請について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
議案第 8 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利
用集積計画（一括方式）決定について
議案第 9 号 非農地証明願について
議案第 10 号 令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画決定
について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長	これより、本日の会議を開きます。
	議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。
事務局長	本日の出欠状況を報告します。
	定数 14 人、欠席 3 人、出席数 10 人であります。
	欠席委員の 9 番有澤委員、10 番福本委員、12 番山内委員から、 所要のため欠席の届出がっております。
	また、11 番西岡大作委員から遅参の届がっております。
	次に、事務の概要報告をいたします。
	5 月 17 日に、令和 5 年度第 1 回安芸市農業再生協議会・幹 事会が開催され、北村次長が出席しました。
	また、24 日に、第 86 回常設審議会が高知市で開催され、 弘井係長が出席しました。
	昨日、25 日に、高知県 11 市農業委員会協議会・定例会が 香美市で開催され、内川会長と北村次長が出席しました。
	以上で、事務の概要報告を終わります。
議長	本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思 いますが、これにご異議ありませんか。
	（「異議なし」との声あり）
	異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
	会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員

に野村勉委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書、1ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は、7件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜、黒鳥の5筆で、面積は全部で7,829㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり奈比賀の1筆で、面積は全部で366㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の1筆で、面積は全部で482㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥の5筆で、面積は全部で2,073㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の3筆で、面積は全部で485㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の6筆で、面積は全部で

3,714.91㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜の1筆で、面積は全部で56㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は4ページです。

今回は、1件の申請が出ています。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の1筆で、現況地目は畑で、面積は456㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ミカンの作付をしています。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

特別養護老人ホームやながれ荘から見て、南東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は野菜、ミカン等を栽培しています。今回の申請地は、ミカンの作付けをしています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するもの

と見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、野菜、ミカン等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が1名、年間200日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはミカンの作付けがされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、5月12日に栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長
13番栗山委員
議 長

現地確認委員の報告を栗山浩和委員、お願いします。
12日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「報告第3号、農地法第4条届出報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井)

「報告第3号、農法第4条届出報告について」説明いたし

ます。

議案書は6ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届け出を行うだけでよく、今回は1件届出がありました。

番号1番。

申請者、申請地は議案書に記載のとおりです。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

所在地につきましては7ページに地図を載せております。

東支所の西の方にある農地で、この申請地の西側にある農地で作業される方の駐車場を整備する届出となっております。

5月15日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に現地確認していただきました。

周辺の農地からは同意を得られております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

7 番樋口委員

報告します。5月15日に現地確認に行ってきました。適切に利用されるものを思います。

議 長

ただいまの「報告第3号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第4号、農地法第4条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

「議案第4号の4条申請について」説明いたします。

今回は、1件申請が提出されております。

議案書は8ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は259㎡のうち81.90㎡で、転用目的は墓地及び通路の建築です。

場所は、9ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

こちらは既に転用が完了しているため、始末書が提出されています。

場所は、東赤野大橋の南側にある農地です。

現地確認については、5月12日に栗山浩和委員、大野實委員にいただきました。

次に、農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

検討事項①申請理由については、申請人の墓地は申請地から300から400m北にありましたが、平成28年の豪雨により墓地裏側が崩れ、墓所部分が崩落する危険が生じました。早急に補修工事が必要でありましたが、下の地権者と連絡が取れず、境界等の確認ができず工事ができませんでした。そのため、急遽、墓地用地を探しましたが見つからなかったため、自宅近くの当該申請地の周りに墓地があったため、適地と考え移転したものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地及び通路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の周辺については、北側、東側、西側は自己所有農地、南側は市道です。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

以上です。

議 長
13番栗山委員
議 長

現地確認委員の報告を栗山浩和委員、お願いします。

12日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別になければ、採決いたします。

「議案第4号、農地法第4条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第4号、農地法第4条第1項許可

申請について」は原案どおり認め、進達することに決定しました。

続きまして、「報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事務局（北村） それでは、報告第5号の説明をいたします前に、皆さまの座席の上に正誤表を置かせていただいております。

議案を発送した後に、面積の記載の誤りを4カ所確認いたしました。説明では、その正誤表を含めて説明させていただきます。

申し訳ありませんでした。

「報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

申請番号2番については、本日お配りした正誤表にありますとお誤りがありました。

「1,009㎡」と記載していますが、正しくは「1,019㎡」です。訂正をお願いいたします。

それでは、議案書10ページです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで伊尾木の1筆です。地目は畑で、面積は457㎡です。

当初は、平成28年10月3日から10年間の賃借権が設定されていましたが、このたび、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号2番です。

貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口の1筆です。地目は田で、面積は1,019㎡です。

当初は、令和3年3月11日から10年間の使用貸借権が設定されていましたが、賃借人を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第5号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

（質問、意見等 なし）

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件でするので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第6号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

「議案第 6 号の 5 条申請について」説明いたします。

今回は、2 件の申請が提出されております。

議案書は、11 ページをご覧ください。

申請番号 1 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は 426 m² で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、12 ページに地図を掲載しています。

井ノ口地区、小松肥料店を西に入ったところにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地確認は、5 月 10 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員にいただきました。

次に、別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第 1 種農地にあたると判断しています。理由は、10 ヘクタール以上の集団農地であるためです。第 1 種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第 33 条第 4 号により転用許可は可能であると考えています。

続きまして、2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、住宅 2 棟に母と息子の 4 人で住んでいますが、現住宅が耐震基準を満たしておらず、傷みも目立ち不安を感じていました。また、母は別棟で生活しているが高齢になり、一人での生活が不安になってきていました。そのため、2 世帯で暮らせる住宅の建築を計画したものです。市街地は津波の浸水被害が予想される地域が多く、地震等の際にも安全な場所を探しましたが見つからなかったため、申請地を選定したもので、他に適した用地が無く、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資に関する書類及び預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の

北側は市道を挟んで宅地及び同意のある農地、南側は市道を挟んで宅地、東側は宅地、西側は雑種地です。生活排水は、浄化槽で処理後南側市道側溝へ。雨水は、自然浸透及び北側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

申請番号 2 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は479.05㎡で、転用目的は倉庫、資材置場、駐車場の建築です。

場所は、13ページに地図を掲載しています。

伊尾木東組集会所の南東にある農地です。

現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

現地確認は、5月12日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は大工を営んでおり、現在、倉庫、資材置場、作業場、駐車場を併設しているが、自宅敷地は狭小で十分なスペースがないため、周辺にそれらを整備できる土地を探していました。しかし、農地以外の土地は自宅から遠かったり、所有者の同意をえられなかったりで、適地が見つかりませんでした。そのため、自宅敷地と隣接し利便性の高い当該申請地を選定したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、倉庫、資材置場、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、西側は一体利用地、南側及び東側は同意のある農地です。生活排水が発生する施設の設置はなく、雨水は自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号 1 番は大久保暢夫委員、お願いします。申請番号 2 番は、私が行います。

3 番大久保委員

1 番です。5 月 10 日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

1 番内川委員

2 番です。5 月 12 日に現地を確認してきました。申請どおり間違いありません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

2 番野町委員

2 番ですが、地図の網かけの場所が 1 つ、2 筆ですが、番地（数字）が違うように思うけど。

事務局（弘井）

そうなんです、間違いはないです。

これが地番図です。だいぶ離れた番地になってますけど。隣接してます。

2 番野町委員

番地が全然違うがやね。分かりました。

（質問、意見等なし）

議 長

他にないので、採決いたします。

「議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とします。

まず、申請番号 1 番から 4 番について、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案 7 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

4 月の定例会でもお伝えしましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置として、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

まず、申請番号 1 番から 4 番まで説明いたします。

議案書は、14 ページからになります。

申請番号 1 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 1 筆で、地目は田で、面積は全部で 1,874㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は、10アール当たり米 7 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。

J A の北支所の南にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 2 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で 2,268㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は、来月の 7 月 1 日から 2 年間で、賃借料は、10アール当たり 72,310 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。

先ほどの申請番号 1 番の南にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は811㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

安芸自動車学校の東側にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は2,396㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

井ノ口高台寺の県職員住宅の東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番及び2番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、申請番号3番は、西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に、申請番号4番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番及び2番は、入交大輔委員、申請番号3番は、中平秀一委員、申請番号4番は、小松昌平委員、お願いします。

入交推進委員 申請番号 1 番、2 番です。5 月 15 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

中平推進委員 申請番号 3 番です。15 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

小松昌平推進委員 申請番号 4 番です。5 月 10 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議 長 それでは審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)

議 長 別にないようですので、採決いたします。
申請番号 1 番から 4 番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 全員賛成です。
よって、申請番号 1 番から 4 番については、原案どおり決定いたしました。
次に、申請番号 5 番については、西岡大作委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により一時退席願います。
(西岡大作委員 退席)

議 長 申請番号 5 番について、事務局が説明をいたします。
事 務 局 (北村) 申請番号 5 番について説明いたします。
貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,293㎡です。
水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年間で、賃借料は、10アール当たり米 1 俵代の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、21 ページに地図がございます。
申請番号 4 番の西にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。
なお、現地につきましては、大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただいております。
説明は、以上です。

議 長 現地確認委員の報告を小松昌平委員、お願いします。
小松昌平推進委員 5 月 10 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長 それでは審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)

議 長 別にないようですので、採決いたします。
申請番号５番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 全員賛成です。
よって、申請番号５番については、原案どおり決定いたしました。
西岡大作委員を呼んできてください。
(西岡大作委員 着席)

議 長 次に、申請番号６番から１０番について、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） それでは、申請番号６番から１０番について説明しますが、本日正誤表をお配りしています。
３カ所誤りがありまして、申請番号７番の面積、「１,０８４㎡」と記載していますが、面積更正があり、正しくは「１,２３２㎡」です。
申請番号９番の面積、「１,０４２㎡」と記載していますが、正しくは「１,０４３㎡」です。
申請番号１１番の面積、「１,００９㎡」と記載していますが、正しくは「１,０１９㎡」です。
３カ所訂正をお願いします。
それでは、説明します。
申請番号６番から８番、申請番号９番から１１番の農地については、補助事業によりほ場整備を行った３区画のうち、２区画について利用権の設定を行おうとするものです。
当初の計画では、ほ場整備後に、農地中間管理機構の県農業公社を加えました三者間で利用権を設定する計画でした。
しかしながら、ほ場整備が計画より遅れたこと、また中間管理機構の手続きには、事前審査など時間を要することから、すぐに利用権の設定をして、レンタルハウスの整備に着手しないと、今作から耕作が開始できないという事情がありまして、まず、借り手、貸し手の双方による利用権の設定を行い、ハウスの整備に着手し、次に中間管理機構を加えた三者間への利用権の設定に切り替えることを予定していることをお伝えいたします。

通常とは異なる利用権の設定の進め方となりますが、工事の遅れなど、当初計画で想定していなかった事態に対処するものですので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、説明いたします。

申請番号 6 番から 8 番、申請番号 9 番から 11 番の 2 区画で、借り手は 2 名ですが、所有者が 6 名ですので、申請は 6 件となっています。

まず、申請番号 6 番から 8 番です。

貸付人、借受人は、それぞれ議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 3 筆で、地目は田で、面積はそれぞれ 1,317㎡、1,232㎡、185㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は 15 年間で、賃借料は 10アール当たり米 6 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございました。

井ノ口高台寺の県職員住宅の東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 9 番から 11 番の区画ですが、審議の都合から、まず申請番号 9 番と 10 番を説明します。

貸付人、借受人は、それぞれ議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 2 筆で、地目は田で、面積はそれぞれ 1,043㎡、1,267㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は 15 年間で、賃借料は 10アール当たり米 6 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございました。

先ほどの申請番号 6 番から 8 番の東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を小松昌平委員、お願いします。

小松昌平推進委員

5月17日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

小松昌平推進委員

ちょっと教えて。

こんな場合、一回もどしちょいて、中間管理機構と契約するようになる。

事務局（北村）

一度解約して、三者間の利用権の設定を行うようになります。

最初から三者間の契約とすべきところを、工事の終わりと、ハウスの整備と、中間管理機構との利用権の設定に時間がかかること、そういった事情から、今回は変則的なやり方になるという事情です。

この後、二者間の設定を解約して、三者間で設定しなおすことになります。

小松昌平推進委員

確認で、特に問題はないです。

（質問、意見等 なし）

議 長

他にないようですので、採決いたします。

申請番号6番から10番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号6番から10番については、原案どおり決定いたしました。

次に、申請番号11番については、西岡大作委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

（西岡大作委員 退席）

議 長

申請番号11番について、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

それでは、申請番号11番について説明いたします。

先ほどの申請番号9番から11番の区画の一部です。

貸付人、借受人は、それぞれ議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は454㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は15年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真は、先ほど見ていただいておりますので、省略させていただきたいと思います。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

申請番号10番の西隣りにある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長
小松昌平推進委員
議長

現地確認委員の報告を小松昌平委員、お願いします。

5月17日に現地確認してきました。報告のとおりです。それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号11番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号11番については、原案どおり決定いたしました。

西岡大作委員を呼んできてください。

(西岡大作委員 着席)

議長

続きまして、「議案第8号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第8号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」、説明いたします。

議案書は、23ページです。

農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地2筆で、地目は田で、面積は2,147㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております。

して、貸借期間は10年間で、賃借料は10アール当たり7万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください

所在地につきましては、25ページに地図がございます。

J Aの北支所の南西にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は615㎡です。

作物は、転借人が水稻を栽培する予定をしております、貸借期間は10年間で、賃借料は2,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください

所在地につきましては、25ページに地図がございます。

土居小学校から見て南西にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号3番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地7筆で、地目は田で、面積は8,037㎡です。

作物は、転借人が水稻を栽培する予定をしております、貸借期間は3年間で、賃借料は10アール当たり5,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページに地図がございます。

県道高台寺川北線沿いの4カ所と、天神坊橋の南西1カ所の農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確

認していただいております。

説明は、以上です。

議 長
入交推進委員

現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

5月15日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第8号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第8号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第9号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）

「議案第9号、非農地証明願について」説明いたします。議案書は27ページです。

今回は、3件の申請がでております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は304㎡となっております。

所在地の地図は、28ページに掲載しております。

井ノローノ宮団地の西にある土地で、山林化しております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、平成元年頃まで所有者の父親が耕作していたが、死亡後耕作しなくなり、平成25年頃確認すると山林になっており、そのまま現在に至っている状況です。現地の木の状況等を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、5月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は

畑、面積は113㎡となっております。

所在地の地図は、29ページに掲載しております。

安芸市本町、森澤病院の西にある土地で、現在車庫が建っています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和54年頃父親が倉庫を建て利用していたが、火災により焼失し、昭和55年に車庫を建て、現在に至っています。現地の状況及び税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、5月15日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田及び畑、面積は292㎡となっております。

所在地の地図は、30ページに掲載しております。

江川堂ノ尾地区にある土地で、現在、住宅が建っています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和58年に車庫を建築、昭和63年に倉庫を増築、同年に住宅を建築し、現在に至っています。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、5月15日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は西岡大作委員、申請番号2番は川島一義委員、申請番号3番は西岡秀輝委員、お願いします。

11番西岡大作委員

申請番号1番です。5月10日に現地確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

4番川島委員

申請番号2番です。5月15日に現地確認をしてきました。内容は、先ほどの説明のとおりです。

8番西岡秀輝委員

申請番号3番です。現地確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第9号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案第9号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、「議案第10号、令和5年度農業者年金加入推進活動計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

「議案第10号、令和5年度農業者年金加入推進活動計画決定について」説明いたします。

議案書は、31ページになります。

全体的に昨年度と同じ計画を予定しております。

1番目の「今年度の加入目標」は6人で、そのうち5人を20歳から39歳までの農業者の加入を目標としております。そのうち、女性は2人を目標としております。

2番目の「推進体制」につきましては、農業委員1人と農業委員会事務局職員1人の計2人が推進班となります。

3番目の「加入対象名簿」につきましては19名登載としております。

4番目の「加入推進強化月間」につきましては、8月から10月までを設定しておりまして、5番目の計画どおり「戸別訪問の実施」を計画しております。

昨年までは、コロナの関係で戸別訪問は実施できませんでしたが、今年度は実施する方向で取り組んでいきたいと考えております。

6番目の「加入推進対策会議及び研修会の実施計画」につきましては、まず、本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきます。次に、今年は委員の改選の年となっていますので、11月の農業委員会定例会終了後に農業者年金制度の勉強会を開催したいと考えております。

その際は、高知県農業会議の方に依頼をしてということになるかと考えております。

7番目の「加入対象者に対する説明会等の実施」につきましては、11月に年金相談会、12月の青色申告会開催前後での制度説明を計画しております。

8番目の「広報普及活動」としまして、今年度も広報あき6月号に現況届の提出依頼とともに加入PR文を掲

載する予定です。

また、農業委員会窓口での推進チラシの設置や加入対象者に対してパンフレット送付も予定しております。

説明は、以上です。

議 長

それでは審議をお願いします。

5 番 千光士委員
事務局（北村）

なかなか厳しいろう。

年金については、今年に入って1人加入の手続きがあり、入っていただきましたが、何人ものというのはなかなか厳しいと思います。

5 番 千光士委員
事務局（北村）

条件のえい所に入るき。なかなか難しい。競争やき。

農業者年金は、税の控除とかは民間よりは良いが、受け取りを早めたりはできないので。途中でやめたいと言われても、受け取りはできません。民間の年金でしたら、解約したら受け取りができると思いますが。

5 番 千光士委員
事務局（北村）

国民年金と同じように、支給額の引き下げはあるか。

年金をかけた分を積立てて、運用して、運用益を継ぎ足す形で。目減りはせんですけど。

自分のかけた額は保証されますが、それ以上になるかは運用次第ということになります。今の利率を考えると、そんなに増えるということはないと思います。

（「けど、非課税やろ」と呼ぶ者あり）

事務局（北村）

そこら辺の優遇措置があるので。

（質問、意見等 なし）

他になれば、採決いたします。

「議案第10号、令和5年度農業者年金加入推進活動計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長

全員賛成です。

「議案第10号、令和5年度 農業者年金加入推進活動計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事 務 局（北村）

6月の定例会の予定をお知らせします。

6月の定例会は、6月27日、火曜日の予定です。現在の任期、最後の定例会となります。よろしくをお願いします。

議 長

他にないですか。

(その他意見等なし)

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたします。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年6月27日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員